

天童市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項及び第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき落札者を決定するために行う調査(以下「低入札価格調査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本制度の対象となる工事は、競争入札に付する建設工事のうち、天童市建設工事最低制限価格制度実施要綱(令和4年市告示第1号。)における最低制限価格を設定しない建設工事(以下「工事」という。)とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 契約担当者は、工事を競争入札に付する場合は、あらかじめ発注案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。この場合において、当該工事の契約担当者は、予定価格を記載する書面の下部に調査基準価格について明示するものとする。

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、開札の結果、最低の価格をもって入札した者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

(失格数値基準)

第5条 前条に規定する場合において、入札執行者は、調査基準価格を下回る入札を行った全ての者について、その者の提出した積算内訳書に基づき、市長が別に定める失格数値基準を下回るかを確認するものとする。

2 市長は、前項の積算内訳書に計上されている経費の額のいずれかが前項の失格数値基準を下回り、又は当該額の合計が入札価格と一致しない入札者を失格とする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 前条第2項の規定により失格とならない者のうち、最低の価格をもって入札を行った者(以下「最低価格入札者」という。)について、当該工事の所管課長(以下「所管課長」という。)は、次の各号に該当するか否かの調査を行うものとする。

- (1) 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあること。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であること。

(公正入札調査委員会への付議)

第7条 所管課長は、前条の調査結果を天童市公正入札調査委員会(以下「委員会」

という。)に付議しなければならない。

- 2 委員会は、最低価格入札者が前条各号に該当するか否かを審議し、その結果を入札執行者及び所管課長に通知するものとする。

(落札者の決定等)

第8条 入札執行者は、前条第2項の通知において最低価格入札者が第6条各号のいずれにも該当しない場合はその者を落札者と決定し、又は同条各号のいずれかに該当する場合はその者を落札者と決定しないものとする。

- 2 入札執行者は、前項の規定により当該最低価格入札者を落札者と決定しないこととした場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、当該最低価格入札者の次に低い価格をもって入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者について前2条の規定を準用し調査を行い、委員会に付議するものとし、その結果により前項及び本項に基づき落札者とするか否かの決定を行うものとする。

- 3 前項の規定によってもなお落札者が決定しない場合は、以下順次、前項の規定を適用する。

- 4 入札執行者は、落札者の決定等の結果を入札に参加した者全員に通知するものとする。

(監督体制)

第9条 前条により決定された落札者が調査基準価格を下回る価格で入札を行った者であった場合は、所管課長は、当該工事の下請負の状況、現場管理等について監督を強化するものとする。

- 2 工事の監督体制等に関しては、低入札価格調査制度対象工事に係る監督体制等の強化について(平成6年3月30日付け建設省厚発第126号)の規定を準用する。

(閲覧に供する書面への特記)

第10条 低入札価格調査を実施した場合は、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第11条 工事の入札に係る入札公告及び入札通知書には、低入札価格調査制度を適用する旨及び入札条件に次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行った上で落札するか否かを決定すること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。
- (3) 調査基準価格を下回る価格の入札者は、調査の結果により落札者としな

合があること。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。